

広島県告示第四百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、安芸高田市高宮町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、安芸高田市長から届出があつた。

平成十九年四月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

来女木				原田	大字	上 欄	
					字		
上宮迫	宮野	柏原	細河内	乙二八九一	地	番	下 欄
一五七六	乙二二六九、一二七二、一一三二	五二二	原田	辰頭	大字		
遠見山	柏原	鷹ノ巣山	来女木	字	字		